二　前号に規定するプロジェクトの募集に応じた市町村のうち前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に合併を行つた合併市町村について、次の算式によつて算定した額又は当該募集に係るプロジェクトの取組に要する経費のうち総務大臣が調査した額のいずれか少ない額

算式

A＋B÷2

算式の符号

A　当該市町村の合併関係市町村ごとに30,000,000円に、財政力指数（平成18年度から平成20年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数をいう。Bにおいて同じ。）が1.0以上の合併関係市町村にあつては0.5を、0.8以上1.0未満の合併関係市町村にあつては0.75を、0.8未満の合併関係市町村にあつては1.0をそれぞれ乗じて得た額のうち最も大きい額

B　Aに該当する合併関係市町村を除く合併関係市町村ごとに30,000,000円に、財政力指数が1.0以上の合併関係市町村にあつては0.5を、0.8以上1.0未満の合併関係市町村にあつては0.75を、0.8未満の合併関係市町村にあつては1.0をそれぞれ乗じて得た額の合算額

三　当該年度の四月一日から十二月分の特別交付税の交付の日までの間に合併を行つた市町村であつて、第一号に規定するプロジェクトの募集に応じた合併市町村又は合併関係市町村のいずれかが第一号に規定するプロジェクトの募集に応じた合併市町村について、当該募集に係るプロジェクトの取組に要する経費のうち総務大臣が調査した額（ただし、当該市町村の合併関係市町村ごとに三〇、〇〇〇、〇〇〇円に、財政力指数が一・〇以上の合併関係市町村にあつては〇・五を、〇・八以上一・〇未満の合併関係市町村にあつては〇・七五を、〇・八未満の合併関係市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額の合算額を超えないものとする。）

2　平成二十二年度から平成二十四年度までの間に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3　平成二十二年度から平成三十八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第六十一号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「三分の二」とする。

4　平成二十三年度に限り、第三条第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「（第十二号から第十六号まで、第二十二号から第二十五号まで、第二十九号、第三十六号、第四十三号、第五十三号、第六十三号、第六十七号から第七十号まで、第七十四号及び第七十七号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」とあるのは、「（第十二号、第十三号、第十五号、第十六号、第二十二号から第二十五号まで、第二十九号、第三十六号、第四十三号、第五十三号、第六十三号、第六十七号から第七十号まで、第七十四号及び第七十七号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十四号に掲げる事項については、同号によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・三を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五未満の指定都市にあつては〇・九をそれぞれ乗じて得た額とする。）」とする。

5　平成二十三年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六七、六〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六七、六〇〇、〇〇〇円とする。）に財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

二　ごみ焼却施設の解体撤去事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6

算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に44,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に18,000円を乗じて得た額

C　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に38,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金